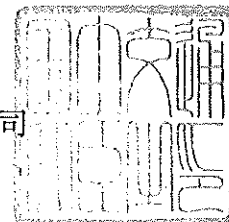


国海総第560号
平成22年3月24日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣
前原 誠 司



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第100号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

| 事業者名 | 住 所 | 事業所数 |
|--------------|--------------------|------|
| 東海運株式会社 | 東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号 | 1 |
| 津軽海峡フェリー株式会社 | 北海道函館市港町三丁目19番 | 1 |